

# にかほ市成年後見制度 利用促進基本計画



秋田県にかほ市

# 目 次

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画策定までの経緯	1
4. にかほ市の成年後見制度の現状	2
5. 成年後見制度に関するアンケート調査	3
(1) 市民向けアンケート調査の実施	3
(2) 福祉・医療関係機関向けアンケート調査の実施	5
6. 計画の基本施策	10
施策1 制度の啓発・広報活動の推進	11
【施策1－1】制度の啓発・広報活動の強化	11
施策2 利用者がメリットを実感できる制度の運用	12
【施策2－1】制度の利用促進	12
施策3 地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備	13
【施策3－1】地域連携ネットワークの構築	13
【施策3－2】後見人等の担い手の育成及び活動支援	15
7. 計画の推進体制	16
(資料) にかほ市成年後見制度利用促進委員会委員名簿	17
(資料) にかほ市成年後見制度利用促進委員会設置要綱	18

## 1. 計画策定の背景

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に対して、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら、財産の管理や福祉サービス等の契約手続きを行い、本人の権利を守り生活を支援していく制度です。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、市町村には、国の基本計画を踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めるよう努力義務が課されました（第14条第1項）。

複合的な課題を抱え、権利擁護支援を必要とする人達は、地域にある社会資源が連携して対応することで、住み慣れた地域で生活を続けていくことが可能になります。

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、本市では「にかほ市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「市の基本計画」という。）を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた包括的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していきます。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく計画であり、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるものです。

また、にかほ市地域福祉計画との整合性を図り、連携した取り組みを進めます。にかほ市地域福祉計画は、令和4年度から令和8年度までの概ね5年間で念頭に定められていることから、市の基本計画も令和4年度から令和8年度までを計画期間とします。

## 3. 計画策定までの経緯

### (1) 「にかほ市成年後見制度利用促進基本計画に係る内部研修会」の実施

成年後見制度の利用促進に関して、市町村においても必要な措置を講ずるよう求められたことを受け、国の基本計画を踏まえた市の基本計画策定に向け、福祉事務所で令和2年度に内部研修会を3回開催しました。

### (2) 「にかほ市成年後見制度利用促進委員会」の設置

令和2年度に開催した内部研修会の内容を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年4月に成年後見制度に精通する専門職等を委員とした「にかほ市成年後見制度利用促進委員会」（以下「利用促進委員会」という。）を設置しました。

### (3) 成年後見制度に関する市民への意識調査及び福祉・医療関係機関への実態調査

成年後見制度に関する現在の状況や求められているニーズ、今後の課題を把握するため、令和2年度に市民や福祉・医療関係機関に対してアンケート調査を行いました。結果については分析、整理し、施策に反映すべく、計画内容を利用促進委員会で検討しました。

#### 4. にかほ市の成年後見制度の現状

当市の成年後見制度利用者数は、令和2年7月で22人となっています。当市の認知症高齢者見込数2,807人や障害者手帳所持者数372人に比較すると、利用者数は少ないことが分かります。また、22人のうち判断能力が全くないとされる後見類型の割合が18人と約80%を占めており、このことから、生活に大きな支障が生じない限り、制度が利用されていないことが分かります。

##### ◆ にかほ市の人口推移・高齢者人口に占める認知症高齢者見込数等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	25,385	24,983	24,533	24,152	23,664
65歳以上の高齢者人口	8,894	8,986	9,089	9,148	9,176
高齢化率	35.04%	35.97%	37.05%	37.88%	38.78%
認知症高齢者見込数 (何らかの認知機能障害を有する者を含む)	2,490	2,516	2,544	2,561	2,807
認知症有病率推定値(※①)	15%	15%	15%	15%	17.6%
軽度認知障害有病率推定値(※②)	13%	13%	13%	13%	13%

(各年度3月末現在 にかほ市行政区別人口統計表)

##### ◆ 障害者手帳所持者数(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療育手帳所持者数	197	203	208	212	211
精神障害者保健福祉手帳所持者数	124	130	133	142	161

##### ◆ 成年後見制度に関する相談延件数(件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉課福祉障がい支援班	1	0	0	0	0
地域包括支援センター	5	12	23	6	19

##### ◆ 成年後見制度利用者数(人)

年月日	法定後見制度(※③)				任意後見制度 (※⑦)
	合計	補助(※④)	保佐(※⑤)	後見(※⑥)	
平成30年6月	20	1	3	16	0
令和元年7月	19	1	3	15	0
令和2年7月	22	1	3	18	0

※①認知症有病率推定値：「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」の研究結果をもとに、認知症有病率推定値を秋田県が設定したものを参考にしています。

※②軽度認知障害有病率推定値：厚生労働省が発表した割合(高齢者の13%)を使用して、秋田県で推計したものを参考にしています。

※③法定後見制度：すでに判断能力が不十分な人を家庭裁判所に審判の申立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援する制度です。法定後見制度には判断能力に応じて3つの類型(補助・保佐・後見)があります。

※④補助：判断能力が不十分な方。

※⑤保佐：判断能力が著しく不十分な方。

※⑥後見：判断能力が全くない方。

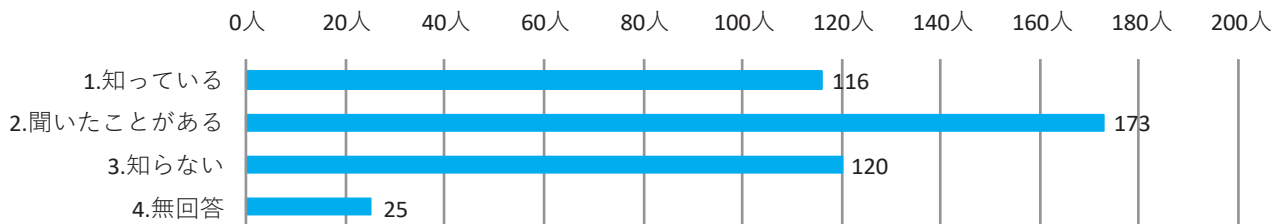
※⑦任意後見制度：将来、判断能力が不十分となった場合に備えて公正証書により任意後見人を決め支援してほしいことをあらかじめ決めておく制度です。

## 5. 成年後見制度に関するアンケート調査

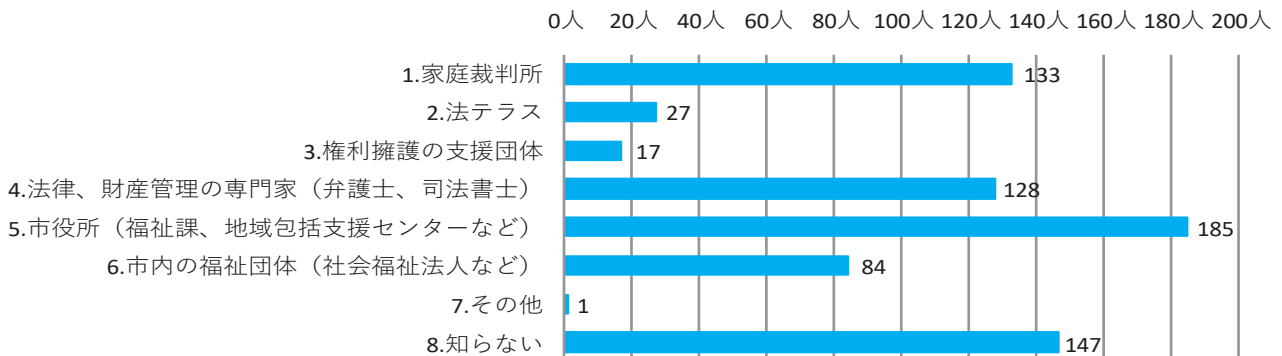
### (1) 市民向けアンケート調査の実施

調査対象	にかほ市在住者（要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者）
調査票配布数	700件
調査時期	令和2年4月～令和2年5月
調査方法	配布（郵便）・回収（郵便）
調査票回収数	438件（回収率63%）

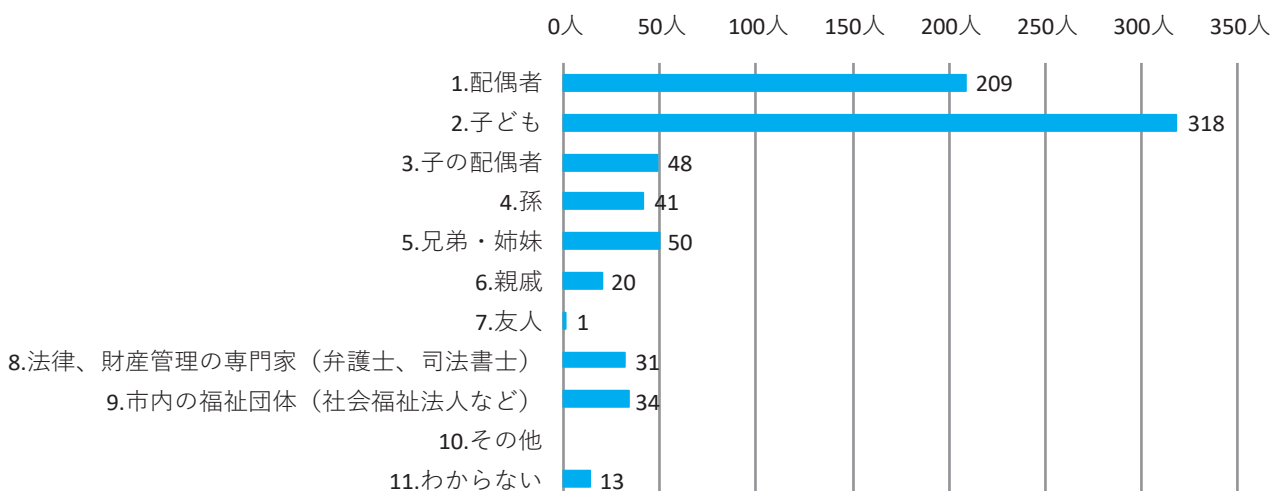
#### 問1 あなたは成年後見制度を知っていますか



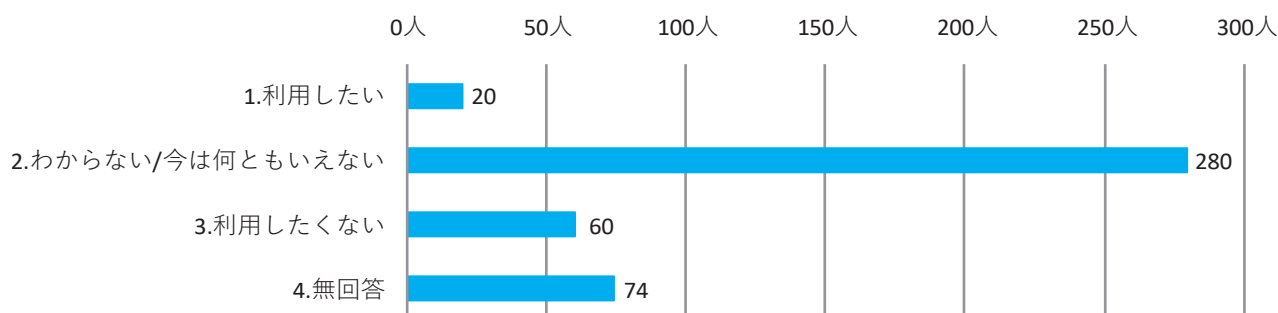
#### 問2 成年後見制度の相談窓口を知っていますか。知っているものを全てを挙げてください（複数回答）



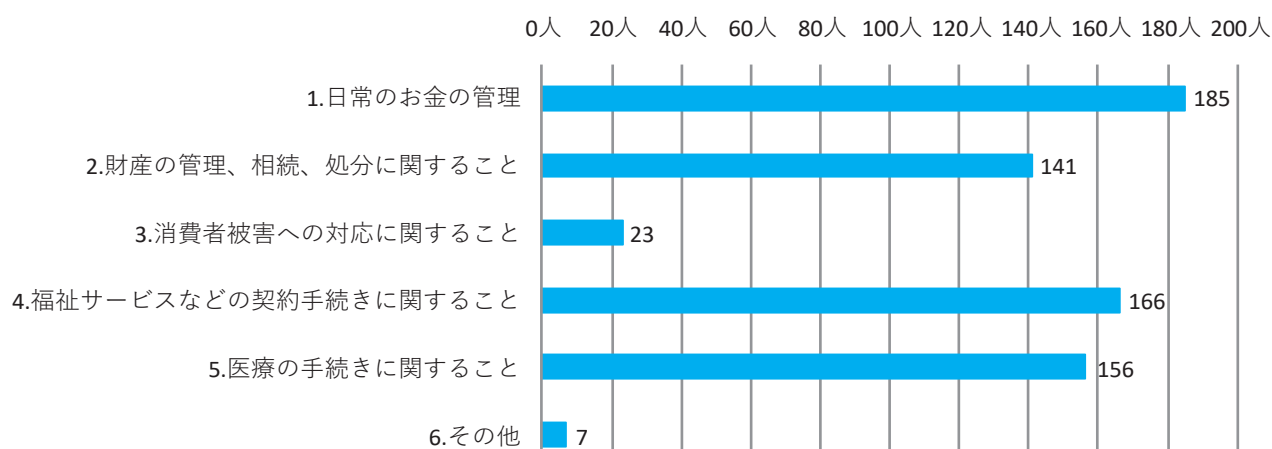
#### 問3-1 認知症などで判断能力が衰え、お金の管理や契約の手続きなどに支援が必要になった場合、誰に支援をお願いしたいですか（複数回答）



問3-2 将来、成年後見制度を利用したいと思いますか



問3-3 もしあなたが将来、成年後見制度を利用する場合、何を頼みたいですか  
(複数回答)



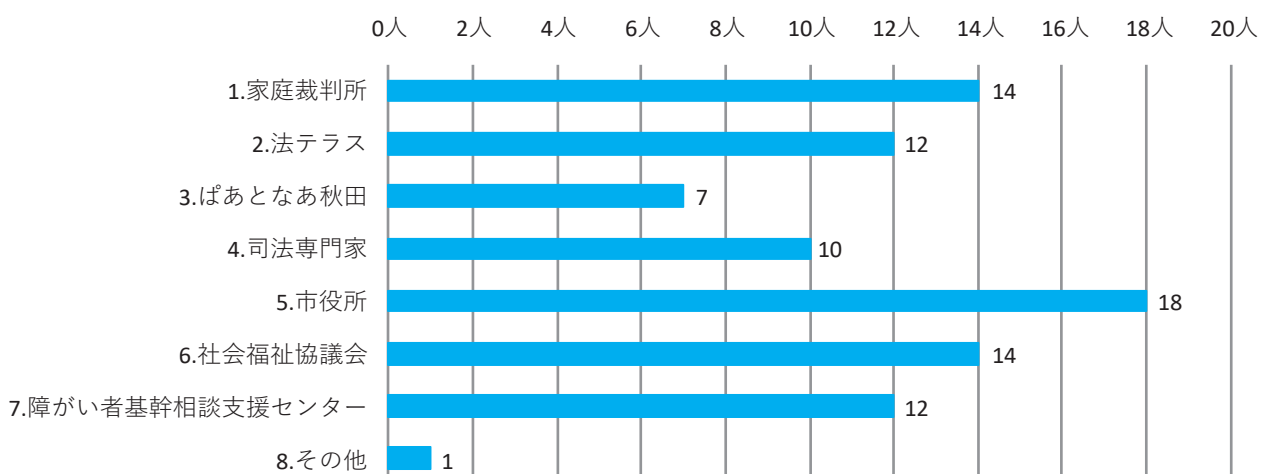
問4 成年後見制度について感じたこと、その他ご意見をお聞かせください

1. 成年後見制度を知っている人は少ないと思う。詳しく知る為に、勉強会等を開いて地域の皆さんに知ってもらうことが必要。(同意見4件)
2. 身近な問題になっているので真剣に考えていきたい。(同意見2件)
3. 成年後見制度は高齢者の色々な意味で心の支えになっている。認知症になる前に、家族と話し合う機会を作ることが必要だと感じた。(同意見1件)
4. 制度は知っていたが、自分の無知さに驚いている。利用することなく人生を終えたい。
5. 過去に身内が成年後見制度を利用したことがあり、非常に助かった。
6. 子ども、孫等への負担を考えると重要でありがたい制度だと思う。
7. 成年後見制度自体をよく知らない。制度についての理解が漠然としており、自分はどうすればよいか分からない。(同意見2件)
8. 成年後見人になった人が本当に信用できるのか分からない。制度に係る不正がないように願いたい。(同意見2件)
9. 身内が認知症になり、制度を利用しようと思ったが、手続きが面倒、費用がかかる、親身な人に出会えなかった、庶民とかけ離れていると思った。
10. 制度利用が必要な状態になった際、子ども達は全員県外にいるため、不安を感じている。
11. 現時点では、家族(子ども、孫)を頼りたい。(同意見2件)

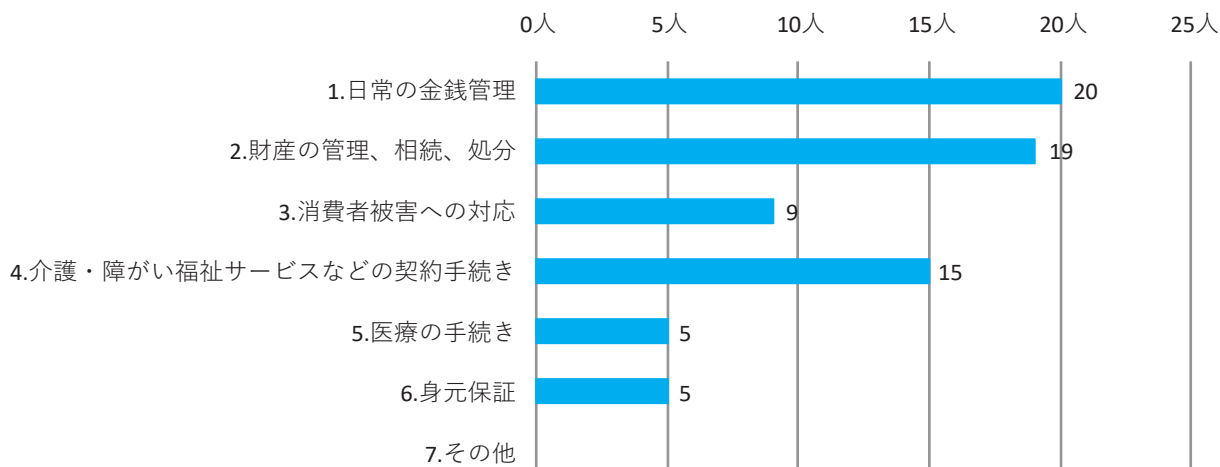
(2) 福祉・医療関係機関向けアンケート調査の実施

調査対象	市内福祉・医療関係機関
調査票配布数	23か所 (内訳) 高齢：居宅介護支援事業所 11か所 障がい：相談支援事業所 3か所 ：障がい福祉サービス事業所 7か所 その他：医療機関・生活困窮 2か所
調査時期	令和2年6月～令和2年7月
調査方法	配布（郵便）・回収（郵便）
調査票回収数	23か所（事業所の管理者または責任者）（回収率100%）

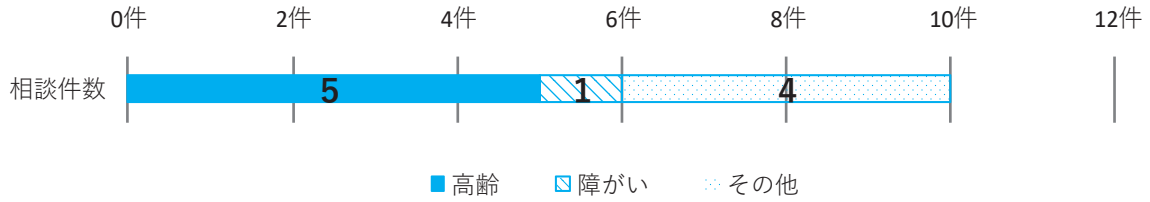
問1-1 成年後見制度の相談窓口について、知っているものを挙げてください  
(複数回答)



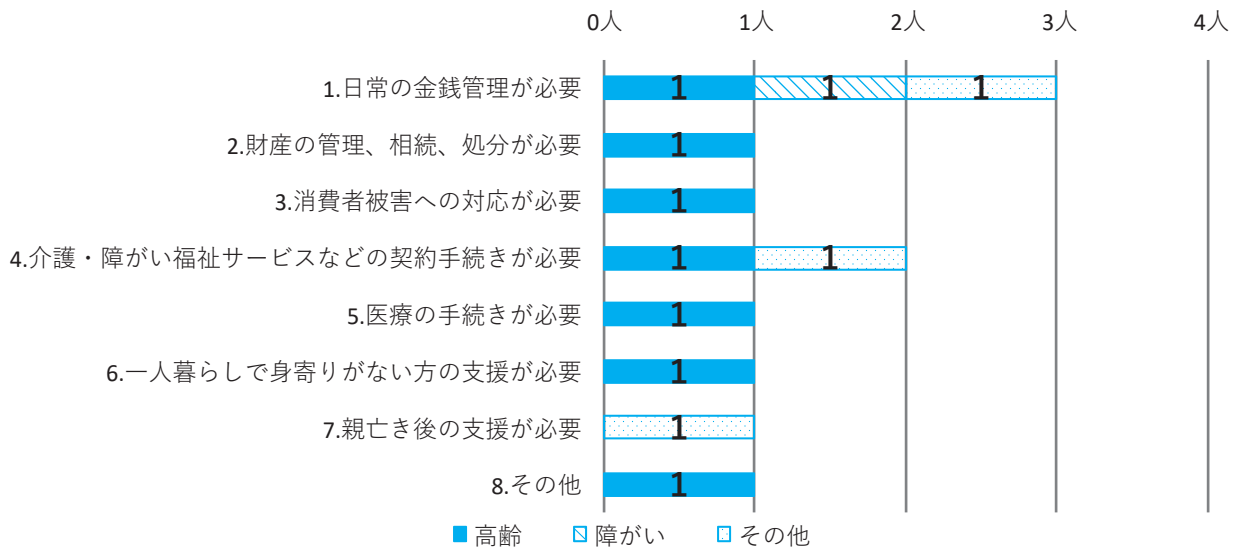
問1-2 成年後見人ができることについて、知っているものを挙げてください  
(複数回答)



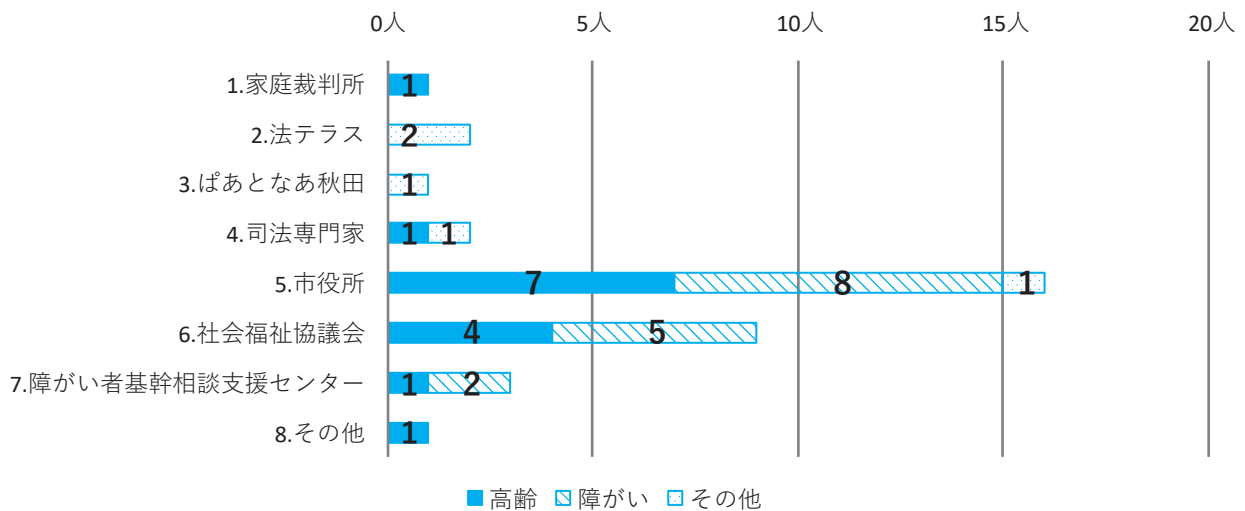
問2-1 貴事業所で、過去(1年以内)に成年後見制度に関する相談を受けたことはありますか



問2-2 「問2-1」で「ある」と回答いただいた方は、どんな問題で相談を受けましたか（複数回答）

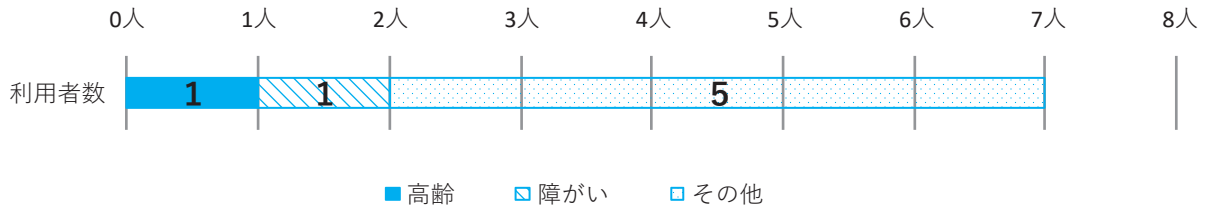


問2-3 貴事業所で成年後見制度に関する相談があった場合、どの機関へ相談をつなぎますか（複数回答）

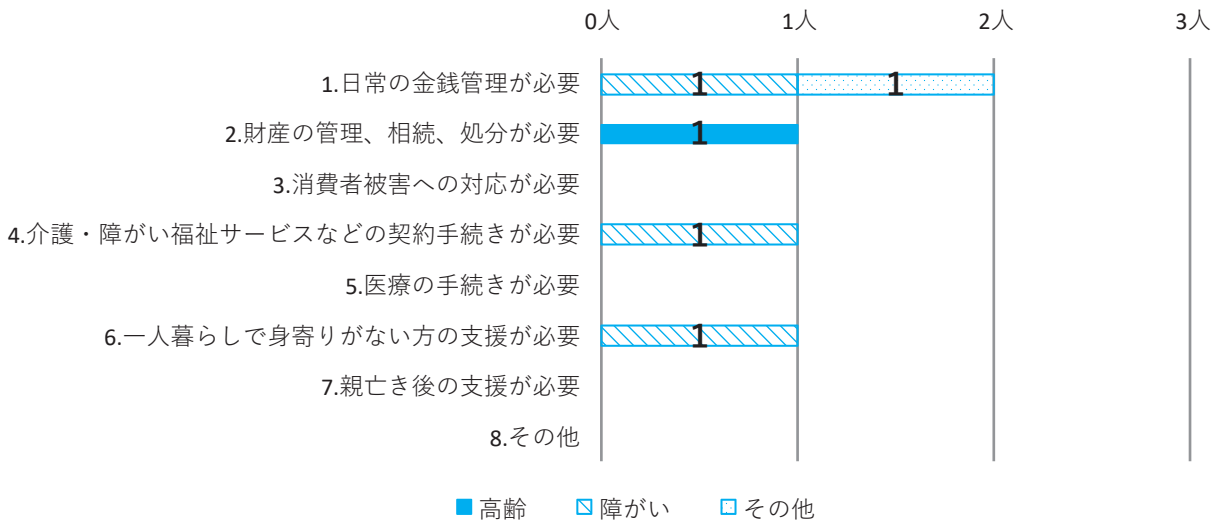




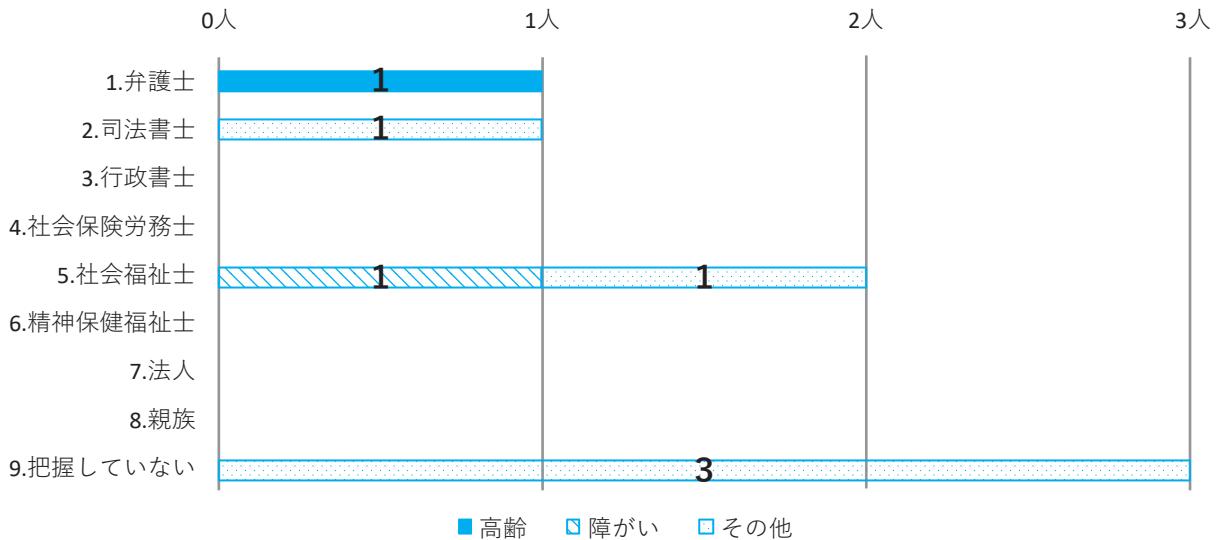
問3-1 貴事業所の利用契約者のうち、成年後見制度を利用している人は何人いますか



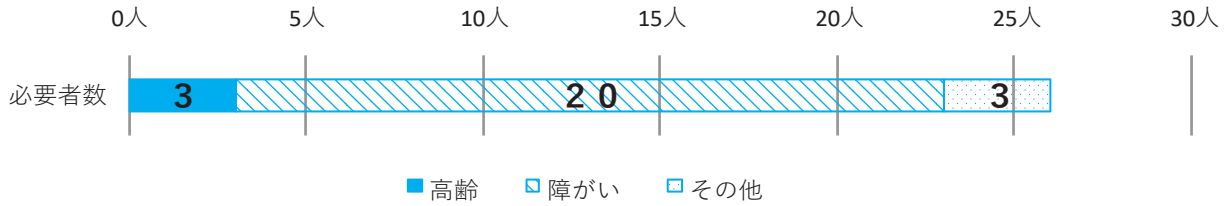
問3-2 「問3-1」で「いる」と回答いただいた方は、利用が必要となった理由を挙げてください（複数回答）



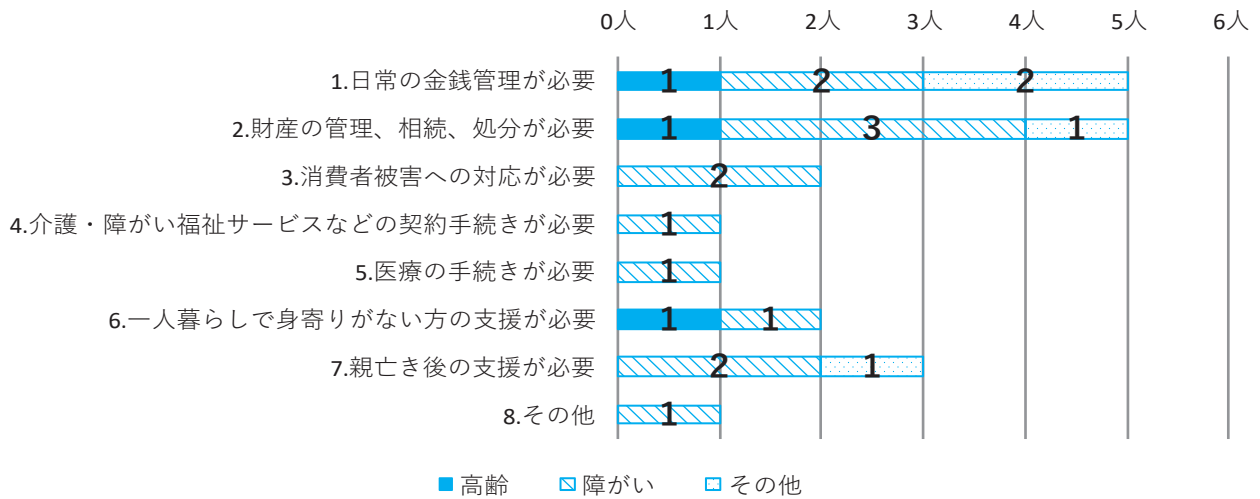
問3-3 「問3-1」で「いる」と回答いただいた方の成年後見人等には誰が選任されていますか（複数回答）



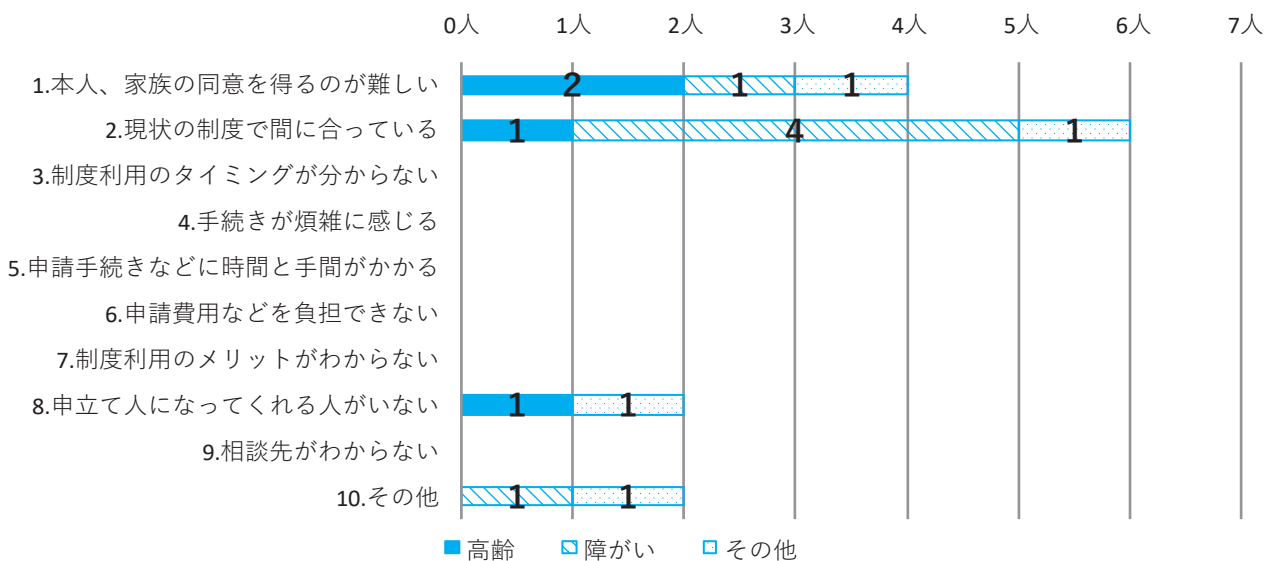
問4-1 貴事業所の利用契約者のうち、成年後見制度の利用が必要と思われる人は何人いますか



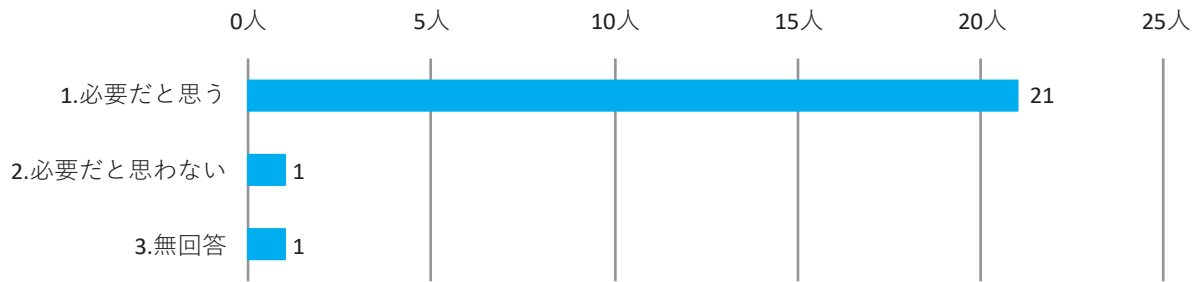
問4-2 「問4-1」で「いる」と回答いただいた方は、なぜ必要と思われるか理由を挙げてください（複数回答）



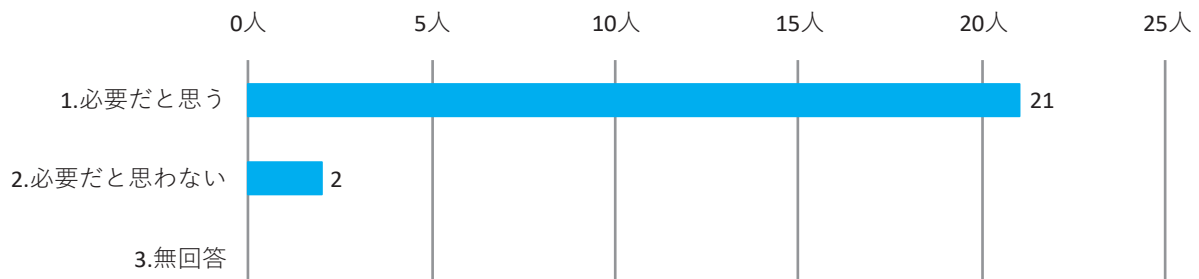
問4-3 「問4-1」で「いる」と回答いただいた方は、必要だが制度につながない理由を挙げてください（複数回答）



問5-1 今後、当市での市民後見人（※⑧）の育成が必要だと思いますか



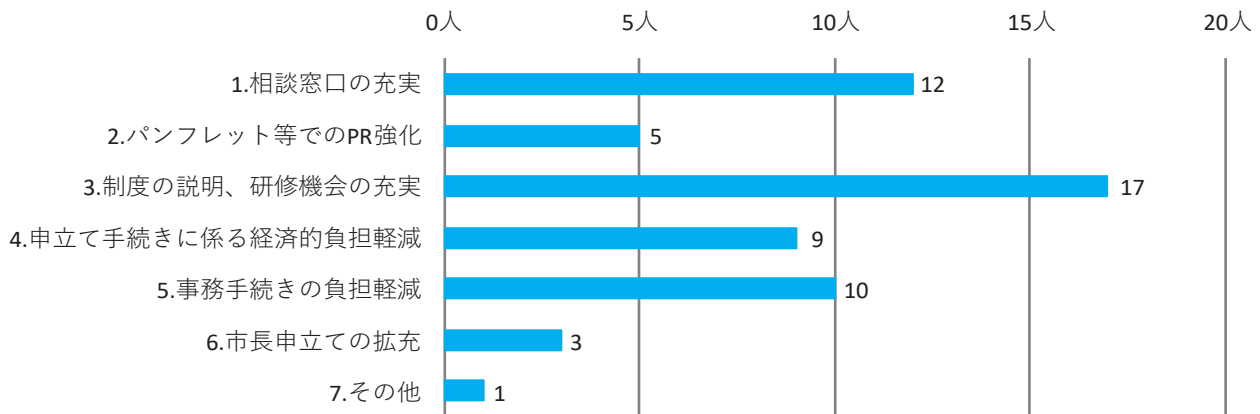
問5-2 今後、当市での法人後見事業所（※⑨）の育成が必要だと思いますか



※⑧市民後見人：市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として、必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。

※⑨法人後見事業所：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になることです。親族または弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、法人が本人の支援を行います。

問6-1 にかほ市の成年後見制度の施策に望むことを挙げてください（複数回答）



問6-2 日頃の業務から、成年後見制度について感じていることやご意見をお聞かせください

1. 成年後見制度を詳しく知る為にも、成年後見制度について学ぶ場を設けてもらいたい。機会があれば、参加し知識を深めたい。（同意見1件）
2. 一度も利用を検討したことがなく概要がよく分からない。制度利用のタイミングや本人への声掛け方法がよく分からないので詳しく知りたい。（同意見1件）
3. 今後、成年後見制度を利用する人も増えてくると思うので、事業所側も制度を勉強し、必要に応じて制度の内容説明や窓口の紹介等の対応をできるようにしたい。
4. 今後も家族が遠方に住んでいる一人暮らし高齢者が多くなっていくこと、巧妙な詐欺が増えていることを考えると、生活を守る手段の一つになる制度だと思う。
5. 実際に利用が必要となった場合、相談窓口等がよく分からない。また、利用時のメリット、デメリットもよく分からず、利用に戸惑いがある。
6. 制度を利用するためのハードルがとても高く感じる。財産や相続等の法的な部分の対応が必要ない場合であれば他の制度でも対応できるのではないか。
7. 市民、関係機関等、全体的に制度の周知ができていないと思う。
8. 成年後見制度は、低所得者等、経済的に余裕のない方は利用できないのではないかと思う。
9. 未だに、成年後見人による横領等の不正があることで利用を積極的に考えられない。
10. 成年後見人に対しての要望が多い為か、途中で後見人が変更になった事案があった。その際に、担当のケアマネージャーに事前に連絡がなく、後で知る形となった。

## 6. 計画の基本施策

- 施策1 制度の啓発・広報活動の推進
- 施策2 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- 施策3 地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備

上記の施策を基本とし、利用者がメリットを実感できるよう、周知や環境の醸成を図り、適切な形で制度の運用を図ります。また、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築するために、地域連携ネットワークを段階的に整備しながら、多様な社会資源との連携強化を計画的に推進していきます。

## 施策 1 制度の啓発・広報活動の推進

成年後見制度が市民にとって利用しやすいものにするためには、成年後見制度の理解を深めるための周知啓発を進めていくことが必要です。

成年後見制度の利用促進に向け、啓発・広報活動を強化することで、市民や福祉・医療関係機関が制度を理解し、必要な人が制度に繋がるよう取り組んでいきます。

### <現状と課題>

#### 1. 制度の周知不足

市民向けに実施したアンケート調査結果では、制度を知らない人が27%、相談窓口が分からない人が20%でした。今後、啓発・広報活動を強化しながら、市民への制度理解を呼びかけていく必要があります。

福祉・医療関係機関向けに実施したアンケート調査結果では、「制度利用のタイミングが分からない」、「利用が必要となった場合、相談窓口等がよく分からない」など、支援者の理解不足が挙げられました。福祉・医療関係機関に対しては、相談窓口のパイプ役として活躍していただけるよう、研修会の開催や啓発・広報活動を強化していく必要があります。

### <構成する施策>

#### 1-1 制度の啓発・広報活動の強化

## 施策 1-1 制度の啓発・広報活動の強化

### <施策の推進方向>

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や権利を守り、生活を支援していく為の重要な制度であるものの、その利用方法や内容についてあまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない状況にあります。関係機関と連携しながら制度に関するガイドブックの配布や出前講座、講演会等が地域において活発に行われるよう、啓発・広報活動に取り組みます。

### <施策目標>

項目	令和2年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和8年度 (目標)
出前講座の開催数	0回	2回以上	2回以上
福祉・医療機関に向けた研修会等の開催数	0回	1回以上	1回以上

### <具体的な取り組み>

#### 1. 制度の啓発・広報活動及び理解促進

- ① 市民が成年後見制度に関する理解を深められるよう、ガイドブックを作成し全戸配布するほか、出前講座や講演会等を開催しながら制度の周知を図ります。
- ② 制度の利用促進に向け、福祉・医療関係機関、金融機関等の企業に対して研修会等を開催し、制度の情報提供、理解促進を図ります。

## 施策2 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度の利用促進のためには、権利擁護支援が必要な人だけでなく、家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度を活用できる仕組みをつくる必要があります。

権利擁護支援を必要とする人が、確実に制度に結びつくよう、利用支援等に関する仕組みづくり、利用者がメリットを実感できる適切な制度運用に取り組んでいきます。

### <現状と課題>

#### 1. 制度利用の仕組みづくり

制度利用に対して難しさや抵抗を感じている人は少なくありません。制度が必要な時に、自ら利用したいと思えるような利用支援の仕組みづくりを進めていく必要があります。

### <構成する施策>

#### 2-1 制度の利用促進

## 施策2-1 制度の利用促進

### <施策の推進方向>

制度の必要な人が利用に繋がらず、潜在化しないようにするために、相談体制を強化します。また、身寄りがなく、親族等から支援が受けられなかったり、費用の負担が困難であったりする場合でも、適切かつ円滑に制度の利用ができるよう支援していきます。

### <施策目標>

項目	令和2年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和8年度 (目標)
成年後見制度に関する相談延件数	19件	25件	25件
成年後見制度利用支援者数	0人	2人	2人

### <具体的な取り組み>

#### 1. 関連制度からのスムーズな移行

① 日常生活自立支援事業（※⑩）など、関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましい人が、スムーズに成年後見制度の利用に繋がるよう支援していきます。

#### 2. 市長による成年後見等申立ての実施

① 親族等による申立てが期待できない人については、市長が代わりとなり、審判の申立てを行うことで適切な制度利用に繋げていきます。

#### 3. 申立て費用及び報酬費用助成の実施

① 制度の利用を必要とする人で、その費用の負担が困難である場合には、申立て費用や後見人等への報酬費用に対して市が助成し、必要な時に制度を利用できるよう支援していきます。

※⑩日常生活自立支援事業：社会福祉協議会が実施している事業です。判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある人に対し、福祉サービスの利用支援や日常生活上の手続支援、日常的金銭管理、書類等の保管等を行います。



### 施策3 地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備

成年後見制度の利用を必要とする人が増加していくことを踏まえ、成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援に繋げていくためには地域連携の仕組みづくりや後見活動を行う担い手の育成及び活動支援が必要です。

権利擁護支援を必要とする人が確実に制度に結びつき、地域で自分らしく暮らしていくことができるように、地域連携ネットワークの構築、後見人等の育成及び安心して活動できる実施体制の整備を図ります。

#### <現状と課題>

##### 1. 地域の関係機関が連携して包括的に支援できる体制づくり

権利擁護支援を必要とする人が、地域で自分らしく暮らしていくことができるように、関係機関が連携し、包括的な支援を提供できる体制づくりを進める必要があります。

##### 2. 後見人等の担い手不足

福祉・医療関係機関向けに実施したアンケート調査結果では、地域の中で受け皿となる後見人候補者等の人材育成の推進が求められています。成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、地域の中で支援の担い手となる後見人候補者を継続的に育成し、人材を確保する必要があります。

#### <構成する施策>

##### 3-1 地域連携ネットワークの構築

##### 3-2 後見人等の担い手の育成及び活動支援

### 施策3-1 地域連携ネットワークの構築

#### <施策の推進方向>

権利擁護支援を必要とする人が制度を利用することで、権利や財産を侵害されることなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように、親族や司法、福祉、医療、地域団体等が連携・協力する地域連携ネットワークの体制づくりに取り組みます。

成年後見制度の利用促進に向けて、その中核機関（※⑩）として、「にかほ市成年後見支援センター」を設置します。成年後見支援センターは主に、成年後見制度に関する相談窓口、地域連携ネットワークに関係する団体等とのコーディネート等に関する推進役としての役割を担い、関係機関と連携することで、制度を必要とする人の早期発見・早期支援に取り組んでいきます。

#### <施策目標>

項目	令和2年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和8年度 (目標)
成年後見支援センター（中核機関）設置数	0 箇所	1 箇所	1 箇所
権利擁護に関するケース会議等開催数	0 回	1 回	1 回以上
利用促進委員会開催数	0 回	1 回以上	1 回以上

※⑩中核機関：「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークと共に、地域において、以下の4つの機能が発揮されるよう主導する役割があります。

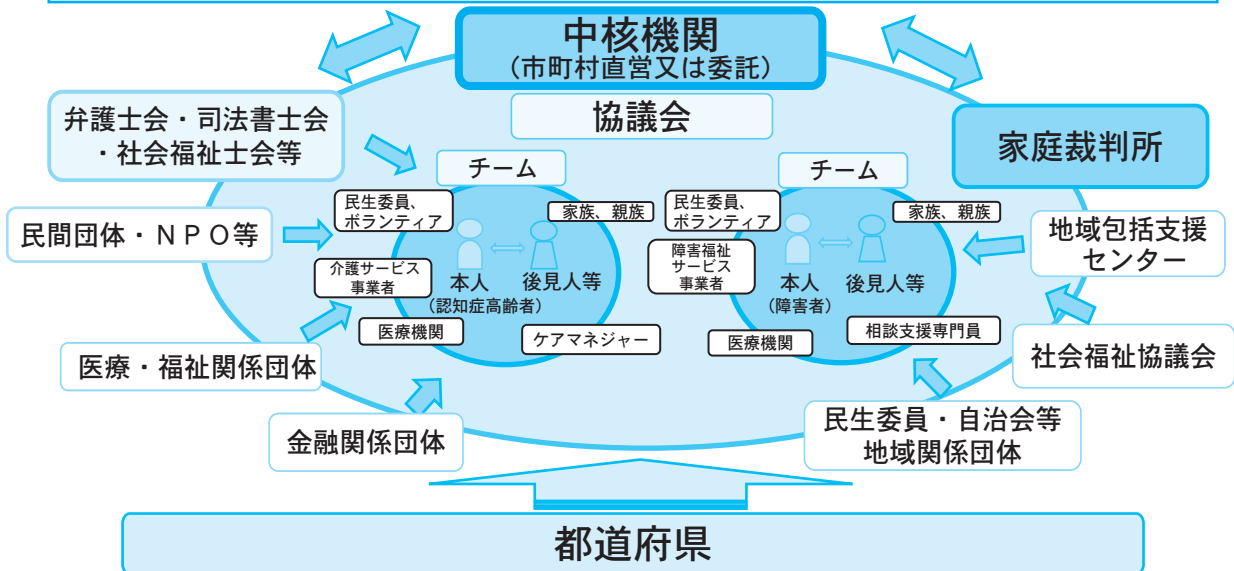
【4つの機能】 1. 広報 2. 相談 3. 制度利用促進 4. 後見人支援

◆地域連携ネットワーク イメージ図

## 地域連携ネットワークとその中核となる機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体  
 ※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



(内閣府 成年後見制度利用促進計画のポイントより抜粋)

＜具体的な取り組み＞

1. 「中核機関(※②)」の設置・運営

- ① 地域連携ネットワークに関係する団体等が機能していくためにはコーディネート等の推進を担う中核機関の設置が必要になります。この中核機関として「にかほ市成年後見支援センター」を設置します。
- ② 「にかほ市成年後見支援センター」には、「広報」、「相談」、「制度利用促進」、「後見人支援」の4つの機能を段階的、計画的に整備していきます。また、「後見人等の不正防止」にも配慮していきます。
- ③ 「にかほ市成年後見支援センター」の取組状況を点検・評価するための機関を設置します。既存の組織を活かすこととし、「利用促進委員会」が継続的にその役割を担います。

2. 利用者と後見人等を支える「チーム」の形成

- ① 利用者に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人が「チーム」となり、日常的に利用者を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う体制をつくります。
- ② 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議、施設や病院等で行われるケース会議などを「権利擁護に関するケース会議」として活用し、必要に応じて後見人が参加し、「チーム」での支援方針を検討します。

3. 「協議会」の設置

- ① 制度の開始前後を問わず、利用者と後見人等を支える「チーム」に対して、司法、福祉・医療の専門職の他、地域や金融の関係機関などが必要な支援を行う体制を構築します。既存の組織を活かすこととし「利用促進委員会」がその役割を担います。



## 施策3-2 後見人等の担い手の育成及び活動支援

### <施策の推進方向>

「にかほ市成年後見支援センター」が、権利擁護の担い手となる人材の育成、専門性を持った人材の確保に取り組みます。また、後見人等が安心して活動できるよう、継続的に支援していきます。

### <施策目標>

項目	令和2年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和8年度 (目標)
法人後見事業所数	0か所	0か所	1か所
市民後見人養成研修会等の開催数	0回	1回	1回以上
後見人が参加する研修会の開催数	0回	1回	1回以上

### <具体的な取り組み>

#### 1. 権利擁護の担い手となる人材の育成

- ① 公共性、継続性が高い法人後見活動については、長期にわたる利用者への支援が可能です。市民が安心して制度利用ができるよう、「にかほ市成年後見支援センター」と市、関係機関が連携して体制を整備します。
- ② 「にかほ市成年後見支援センター」と関係機関が連携し、専門性を持った後見人及び未成年後見人の継続的な人材確保に努めます。
- ③ 権利擁護の身近な担い手となる市民後見人の育成に取り組みます。その為に、制度の周知・啓発活動や市民後見人の成り手の発掘を行うための講演会等を行います。

#### 2. 後見人等への活動支援

- ① 「にかほ市成年後見支援センター」が後見人等の相談窓口となり、必要な支援を行います。
- ② 「にかほ市成年後見支援センター」が、後見人等に対して制度の情報提供や意思決定に関する支援を行う他、身上保護に関する研修会を開催し、安心して活動ができるよう継続的に支援していきます。
- ③ 後見人等の不正を防止するため、「にかほ市成年後見支援センター」が後見人等に対して継続的に後見活動の知識や情報を提供していきます。

## 7. 計画の推進体制

### (1) 計画の推進

本計画は、「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保証）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国の基本計画の考え方に基づいて、計画を実行していきます。

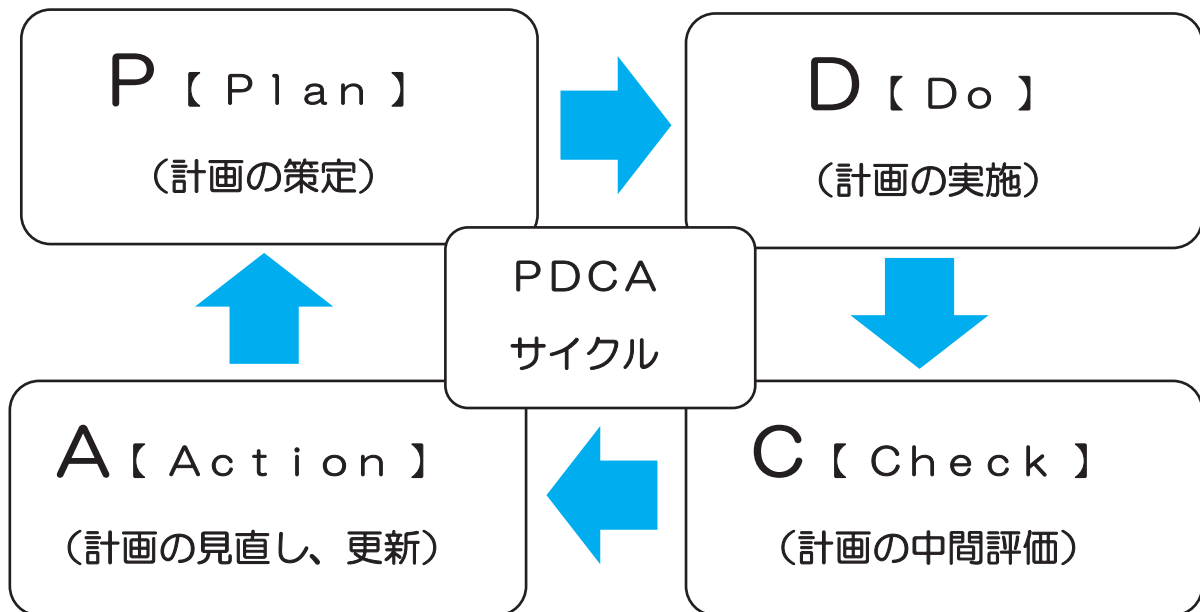
成年後見制度の利用を促進するため、基本施策及び施策目標を定め、当市の成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進していきます。

### (2) 計画の進行・管理

本計画は、関連するにかほ市地域福祉計画との連携を図りながら、計画の進行・管理を行っていきます。また、関連する事業などについては、それぞれの事業を実施する関係部局と連携しながら定期的に状況調査を行い、計画の進捗状況や改善点を把握します。

本計画を実効性のあるものとして推進していくために、様々な社会状況を踏まえながら、「Plan（策定）→Do（実施）→Check（評価）→Action（見直し、更新）」を行い、次期計画の策定につなげていきます。

#### ■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



### (3) 計画の点検・評価

「利用促進委員会」が定期的に計画の進捗状況等を点検、評価し、必要に応じて改善、調整等をしていきます。

## (資料)

### にかほ市成年後見制度利用促進委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属	役職等	備考
1	高橋 重剛	秋田弁護士会	弁護士	委員長
2	大橋 龍馬	秋田県司法書士会	司法書士	副委員長
3	佐藤 修	秋田県社会福祉士会	社会福祉士	
4	石山 真希	社会福祉法人 象潟健成会 にかほ市障がい者基幹相談支援センター	相談支援専門員	
5	佐々木 三成	社会福祉法人 にかほ市社会福祉協議会	事務局長	
6	中村 勝久	社会福祉法人 仁賀保中央福祉会 浩寿苑指定居宅介護支援事業所	主任介護支援 専門員	
7	林 哲広	医療法人 薫風会 象潟病院	医療相談員	
8	千葉 俊彦	秋田県中央児童相談所	主幹 (兼) 班長	

#### 【 オブザーバー 】

1	高野 洋	秋田家庭裁判所本荘支部	書記官	
---	------	-------------	-----	--

# (資料)

## にかほ市成年後見制度利用促進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するための合議制の機関を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に向けた包括的な施策等を定め、もって成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (設置)

第2条 成年後見制度の利用の促進に係る地域連携ネットワークの中核となる機関（以下「中核機関」という。）の設置、組織及び運営並びに地域連携による権利擁護支援について必要な事項を協議するため、にかほ市成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言を行う。

- (1) 中核機関の設置及び運営、体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) 認知症、知的障がい、精神障がい等のある者の権利擁護支援に関すること。
- (5) 親権を行う者がいない未成年者の権利擁護に係る関係機関との連携に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、別表1に掲げる8名の委員によって組織する。

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定めるものとし、その任期は委員の任期による。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる者のうち司法及び成年後見制度に関し、優れた識見を有するものを、委員会の議決によりオブザーバーとして招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有しないこととする。

- (1) 秋田家庭裁判所に属する者
- (2) 権利擁護支援に係る関係機関に属する者

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。ただし、初回の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第9条 謝礼については、予算の範囲内で支払うことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を、市民福祉部福祉課に置く。

(その他)

第11条 この告示に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に任命された委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

別表1 (第4条関係)

にかほ市成年後見制度利用促進委員会

No	所属・役職
1	本荘由利管内で勤務する秋田弁護士会に属する者
2	本荘由利管内で勤務する秋田県司法書士会に属する者
3	本荘由利管内で勤務する秋田県社会福祉士会に属する者
4	にかほ市障がい者基幹相談支援センター管理者
5	にかほ市社会福祉協議会会長が推薦する者
6	にかほ市内で勤務する主任介護支援専門員
7	にかほ市内精神科専門病院院長が推薦する者
8	にかほ市を管轄する中央児童相談所長が推薦する者

# にかほ市成年後見制度 利用促進基本計画

令和4年3月発行  
編集・発行／秋田県にかほ市

# にかほ市成年後見制度 利用促進基本計画